平成29年12月1日

1

毎週月.水. 金曜日発行

富山県報

号 外

目

次

告 示

○富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数 料についての一部改正

富山県告示第473号

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用 料及び手数料についての一部改正について

富山県病院事業の設置等に関する条例の規定により知事が定める使用料及び手数料について(昭和51年富山県告示第 313号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成29年12月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1の第1号中「富山労働基準局長と協定した」を「富山労働局長から通知された」に改める。

3 の表中「20,000円」を「13,500円」に、「21,600円」を「14,580円」に改める。 4 の表中

マ ウ ス ガ ー ド 1 床 21,640円

を

7	ŗ	フ フ	ス	ガ	_	ĸ	1	床	21,640円
矯	/// 1	111	ニプ	レー	- 卜坦	人	1	枚	64,800円
正	プレ	(1	枚	目)			

1	ート	ミニプレート埋入	1 枚	42, 120円	
ン	埋入	(2枚目以降)			
ブ	術	ミニプレート除去	1 枚	3,240円	
ラ	アン	アンカースクリュー	1 本	21,600円	
ン	カー	埋入			
1	スク	アンカースクリュー	1 本	1,080円	
	リュ	除去			
	一埋				
	入術				

に改め、同表先進医療料の項を次のように改める。

先進医療	腹腔鏡下広汎子宮全摘術	1回	800, 200円	
料	多焦点眼内レンズを用いた水	1回	336, 600円	
	晶体再建術			

6の表中「8,000円」を「5,400円」に、「8,640円」を「5,830円」に改める。 (医 務 課)

平成29年12月1日印刷発行

発 行 富

県